

第七章 賞 罰

第三十條 本組合員シテ本組合ノ發展ニ對シ特別ノ功勞アリト認ムルトキハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ表彰ス

第三十一條 本組合ノ規約及決議ニ違反シ本組合ノ體面ヲ汚損シ利益ニ反シ組合員タルノ義務ヲ怠リタルモノト認めタル時ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ罰ス

第八章 附 則

- 一、本組合同規約細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 一、本組合ハ役員總會ノ決議ニ依リ相談後及顧問ヲ置クコトヲ得
- 一、本組合ノ規約ハ理事及支部及代表者四分ノ三以上出席シ三分ノ二以上ノ贊成アラサレハ變更スルコトヲ得ズ
- 一、本組合ノ組長ハ役員總會ノ推薦ニヨリ組合員以外ノ人ヲ任命スルコトアルベシ